

亀山藩史料

一九八点（歴史資料・指定）
亀岡市安町野々神八番地
亀岡市（亀岡市文化資料館保管）

時 代 江戸時代～明治時代

亀山藩史料は、旧亀山藩の家臣たちの手によって保管されてきた、亀山藩の藩政史料、藩主家に関する記録、家臣たちの系譜や記録等からなる。

亀山藩は、丹波国桑田郡亀山に置かれた譜代藩である。亀山は、伊勢国亀山（現三重県）と区別するために、明治二年（一八六九）に亀岡と改称された。この地は、山陰方面からの京都への出入り口にあたり、交通・軍事上の要衝であることから、慶長一四年（一六〇九）に入封した岡部長盛以降、代々譜代大名が配置され、丹波地域の要となった。特に職務として京都火消し役を仰せ付けられており、京都警衛にも重要な役割を果たした。

亀山藩史料は、寛延元年（一七四八）に入封し、明治維新まで藩主であった形原松平家時代のものを中心としている。形原松平家は、徳川家康以前に成立していた、いわゆる十八松平家の一つで、一六世紀初頭に三河国宝飯郡形原（現蒲郡市）に居住したことにより家名とした。前任地は、丹波国篠山であり、亀山藩主であった青山家と交替する形となった。形原松平家は、松平信岑が寛延元年に五万石で入部し、以後八代にわたり亀山藩主を勤めた。

亀山藩史料は、亀山藩旧記方と呼ばれる部署で作成された藩の記録類、藩主家の系譜等松平家に関する史料、及び明治以降の秩禄処分とその後の家禄見直し請願運動の史料等で構成される。

旧記方は、江戸時代後期には設置が確認される部署で、主に藩に関する記録類の編纂作成にあたったと思われる。この部署の史料には、表紙に「旧記方」と記しているものが多い。旧記方に伝来した書類については、明治期に作成された目録「元旧記方書類」があり、現存する史料と対照することができ、五〇点の存在を確認した。そのなかでは、歴代藩主の記録である御代記のうち、

信直、信彰、信志、信正のものが伝存している。藩主の生誕から、家督相続、そして死去までの動向を日をおって記録したものである。

「御家中惣人数々改帳」は、明和三年（一七六六）から慶応二年（一八六六）までの、毎年の家臣の人数を、「知行」と「切米」とに分けて書き上げた文書である。本帳によると、明和三年には知行一六五人と切米三〇九人であったものが、慶応二年には知行一七八人と切米四四〇人に増加していることがわかる。さらに亀山に居る者と江戸詰の者の内訳を記す。

「年中行事」は、亀山藩の一年間の公的な行事を書き記したもので、冒頭には家臣団の参加する藩全体の行事を書き上げ、次に藩主個人の行事を日をおって記す。例えば元日の場合、「寅半刻御目覚、御湯、御膳等相済、御熨斗目御長上下被為召、御祠堂江被為入」とある。巻末には、参勤交代の諸事について記す。

また、家臣一三九家の系譜を記した「先祖書」一冊がまとまって残存している。明和二年（一七六五）に、各家からの差し出しをうけて編纂されたものである。各家の本貫地と松平家に仕えた年代、職務の動向を詳細に記載する。なお、分限帳は、高槻藩や篠山藩時代のものがあるが、亀山藩のものはない。後補表紙「亀山藩職員録」を付けた文政二年（一八二九）の史料から、職制が判明する。

その他、家臣の異動に関する記録「異例興廢集」や慶長から天明の武家諸法度を書き留めた「御制條」、大塩平八郎の乱の記録「大坂乱妨一件」などがある。

旧記方以外の史料としては、まず、寛政元年（一七八九）に制定された藩法「議定書」がある。形原家の家印を押した正本と、実務に用いた写本との二組（各乾坤二冊）が残る。京都府内で藩法典の存在が確認できるのは、現在のところ亀山藩だけである。内容は、寛保二年（一七四二）制定の幕府の公事方御定書に倣った領中刑律である。奥書に「右一書は、為領中刑律、再三改正之上議定畢、永相守此旨、役人之外不可許他見者也」とあるように、城代や家老等の度々の協議により制定されたものである。

「公用案文」と題する史料は、亀山藩江戸藩邸から幕府に提出した公用書類の下書きの留帳である。そのなかには、亀山から幕府へ提出する書類も留められており、亀山での火災や水害等の様相や、家臣の出奔のような武士の動向をつかむことができる。冊子の下段約四分の一は空けられており、追記や注記を記す。必ず「執筆」と「改」として草稿にあたった者と、校訂した者との名前が記される。

京都火消し役関係の資料では、天明八年（一七八八）正月三〇日に発生した京都大火のときの詳細な消防記録「禁裏御所方炎上御警衛一件」が残る。たまたま同年二月の火消し役当番であったため、亀山を出立し京都に向かっていた番頭奥平与三右衛門に続き、藩主信道も馬で駆け付け、二条城や御所の消火と、火災後の警衛に活躍した。二月中の京都警衛を経て、三月七日に亀山に帰着するまでの期間の詳細な記録である。なお、「形原家譜」によれば、明治三年（一八七〇）七月一七日に、京都防火役を解かれている。

形原松平家に関するものとしては、「十八松平」等の松平家の系譜や年代記、明治に編纂された「形原家譜」、最後の藩主である松平信正の漢詩漢文集や半生記「松平家随筆録」などがある。「形原家譜」は、第一冊を欠くが、篠山藩主松平信庸のぶつねから信正に至る歴代の事績を、編年体で綴るものである。信正の半生記は、亀山で過ごした幼少期の学問や遊びのこと、幕末維新期の譜代藩主としての動向を生き活きと記述するもので、藩主の記録として興味深いものである。

また、儒学を初めとする学問を奨励した歴代藩主の意向を反映した成果として、「史徴」二四冊が挙げられる。「史徴」は、神武天皇から淳和天皇に至る編年体の歴史書である。これは信庸が、元禄一〇年（一六九七）に京都所司代に就任し、山陵修復事業に携わったことにより、諸書を蒐集し編纂したものである。実際の編纂に携わったのは、伊藤仁斎の高弟松崎蘭谷祐之である。松崎を引き継いだ奥平広業や中島漁らの校訂を経て、亀山藩に移ってからの寛政一二年（一八〇〇）に刊行された。さらに文化七年（一八一〇）から一二年にかけて校訂が加えられた。なお、亀山藩史料中の「史徴」には、

全冊に「松平信正蔵書」の蔵書印が捺されており、藩主所蔵本であったことが知られる。その他家臣の手になる漢詩・漢文集や誹諧書等もみられる。

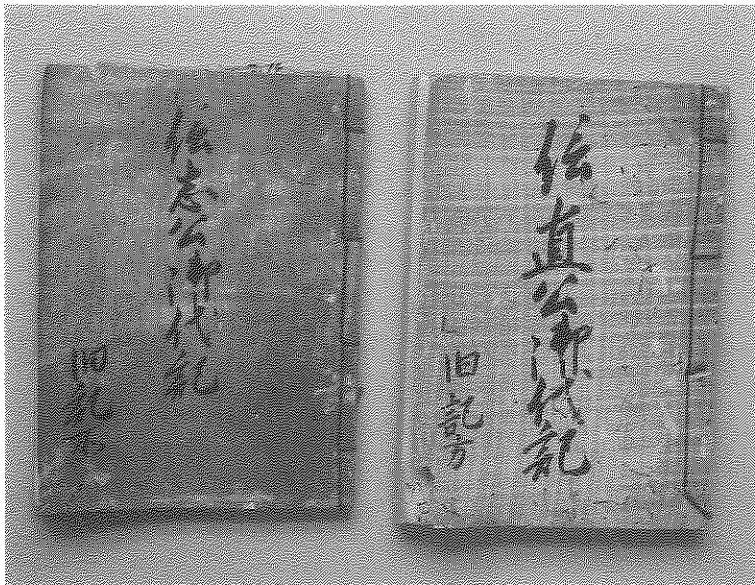
明治以降も亀岡に在住した旧家臣たちは、秩禄処分とそれに対する家禄相場見直し請願運動を続けたことから、この請願運動に関する史料がまともに残されている。それは、政府の提示した丹波国の平均石代相場に比較して、亀岡の実勢相場が高く、相対的に家禄が少額になったことの見直しを請願する運動であった。「新古家禄取調帳」や「家禄奉還願」等も、秩禄処分に関わるものである。他の近代史料としては、「明治十年改正士族授産会社規則」等士族授産に関するもの、現亀岡市宇津根町域の鉄道建設に関する地図、松平家の財産処分の記録である「御宸筆御拝領物幕府并御先代様御書画御武器類取調記」などが注目される。これらは、明治以降も在地に留まった旧家臣達の動向を知ることのできる文書群として重要である。

なお、保津村に関する「青山忠重黒印状」や「保津村買徳地書上帳」の七点が含まれているが、これは、明治以降に混入したものである。亀山藩史料は、明治以降も亀岡にとどまった旧家臣たちの手元にあったもので、藩校の適訓堂まことどうが小学校（のちの亀岡小学校）となったことから、藩校の漢籍類などともに小学校に収められたと判断される。京都近郊の譜代藩である亀山藩の実態を明らかにする史料として貴重なものである。

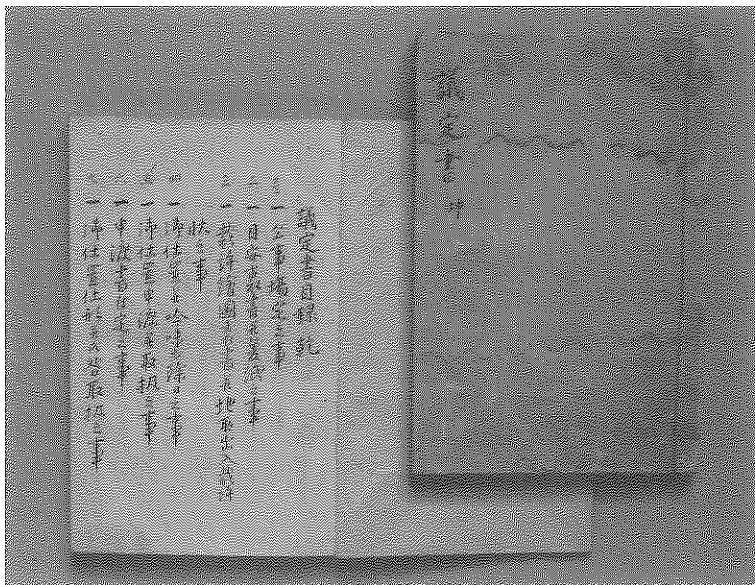
（田中淳一郎）



龜山藩資料
(亀岡市文化資料館提供)



信直公御代記・信志公御代記



議定書

あかさかいまいふんほしゆつどひん
赤坂今井墳墓出土品

一括 (考古資料・指定)

京丹後市峰山町杉谷八八九番地

京丹後市(京丹後市立丹後古代の里資料館保管)

内 訳 一 玉類(頭飾り・垂飾具)

一括(勾玉三〇個以上、
管玉一八二個以上)

一 土器残欠共

一括

一 鉄劍

一点

一 鉄刀

一点

一 鉄錘

七点

一 鉄鎌

一点

一 石杵

一点

時 代 弥生時代

国指定史跡赤坂今井墳墓は、京丹後市峰山町赤坂小字ケビ・今井にある弥生時代後期後半に築造された、大型の墳墓である。丹後半島中央部に位置し、標高五五メートルの丘陵先端部に立地している。東西約三六メートル、南北約三九メートルの方形土壇状の墳丘を築き、周囲に幅五〜八メートルの平坦面を付しており、この時期の墳墓としては、傑出した規模を誇る。

平成一〇年度(一九九八)、一一年度に、主要地方道網野峰山線交通安全施設等整備事業計画に伴う事前調査を財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施し、大規模な墳墓の存在を確認した。これを受け、工法を変更し、現地保存を決定した。平成一二年度から一五年度にかけて、当時の峰山町(現京丹後市)と京都府埋蔵文化財調査研究センターが発掘調査を実施し、範囲の確定を行った。この結果、平成一九年七月に国の史跡に指定された。

発掘調査により、墳頂部で六基の埋葬施設と木製樹立物を据えた柱穴四箇所以上を、平坦面で一九基の埋葬施設を検出した。墳頂中央に最も古い埋葬施設である第一主体部、その東辺に第二、三主体部、北側に第四主体部、東南

部に第五主体部、北辺に第六主体部が位置している。

第一主体部は、南北一四メートル、東西一〇・五メートルの巨大な墓壇を持つ。墓壇上面には、円礫を平面的に敷き、さらに供献土器を破砕しばらまいていた。また、直径約一センチメートルの辰砂鉾石一点を採取した。

第一主体部の東南を切り込む第二主体部から鈍一点、第一主体部北東の第三主体部からは、甕一点と鈍一点が出土している。

北側の第四主体部は、南北約七・二メートル、東西約四メートルの墓壇内に木棺を直葬する。第一主体部と同様に、円礫を敷いた後に、破砕した土器を散布している。木棺底には、厚く水銀朱を塗布している。水銀朱は人体に合致するような形で黄褐色に変色していた。朱の粉末と第一主体部で見つかった鉾石の分析から、三重県多気郡多気町にある丹生鉾山から採掘された鉾石から調整したものと推定している。

副葬品は、朱の上面で検出した。被葬者の頭にあたる位置からは、頭飾りと垂飾具とを検出し、垂飾具は耳に装着した状態であると観察されることから、頭飾りも頭部に装着したままで葬られたものと判断できる。頭飾りは、外・中・内の三連の玉類からなる。外の連は、ガラス製管玉五七点と大型のガラス製勾玉一三点で構成され、基本的に勾玉の間に四点の管玉を配している。中央の連は、碧玉製管玉三九点とガラス製勾玉九点で構成され、外の連と同様に、基本的に勾玉間に四個の管玉を配している。内側の連は、ガラス製管玉三二点以上とガラス製勾玉三点以上からなる。内側の連と中央の連とは、結合されていたようである。また、ガラス玉は、緑色の鉛バリウムガラス製勾玉と中国の顔料「漢青」で着色された青色の鉛バリウムガラス製管玉である。垂飾具は、被葬者の両耳部から一対が見つかった。右耳のものは、四段構成で、碧玉製管玉を上から五・五・六・八個と並べ、先端に勾玉を二点付けている。左耳のものは、五段構成で、上から五・五・八・七・六個と並べ、先端に勾玉三点を付ける。

頭飾り・垂飾具は、出土状態のまま、切り取りによる取り上げを行い、保存処理を施した。

第四主体部のその他の副葬品として、被葬者の右側から、鈍一点と鉄剣一点とが見つかった。鉄剣は、鋒をわずかに欠き、残存長一九・二センチメートルを測る。

東平坦面にある第七周辺主体部からは、鉄刀、鈍、鉄鏃各一点が、互いに接する状態で、出土した。同じく第八周辺主体部から鈍一点、北平坦面の第一一周辺主体部から鈍一点、第一九周辺主体部から鈍一点と棺に用いた壺二個を検出した。鈍が、各埋葬施設から一点ずつ出土することは、葬送儀礼にともなう祭具として副葬したものと思われる。長さは六・六センチメートル、一三・六センチメートルである。鉄刀は、鋒が折れ鏽で刀身に付着している。現存長二一・一センチメートル、復元長二四・〇センチメートルある。

土器類は、壺、高坏、器台、鉢、甕等であるが、第一・第四主体部の土器のように、多くは小片に破碎された後に、墓坑上面にばらまいたものであり、復元は困難である。そのなかでは、第三主体部から出土した甕は、ほぼ復元することができ、口径一四・三センチメートル、高さ一六・五センチメートルある。同様に第二二周辺主体部から出土した甕は、口径一五・八センチメートル、高さ一九・五センチメートルのものである。第一九周辺主体部から出土した大型の壺は、体部最大径四六・一センチメートル、残存高五六・六センチメートルを測り、土器棺として使用されたもので、体部中央に遺体を搬入した口が開けられている。棺蓋として用いられた壺も、六片程度に分割した状態で検出した。出土した土器のなかには、東海地域からの影響が認められるものが含まれる。

石柩は、東側平坦面で見つかった。長さ九・八センチメートル、幅七・七センチメートル、厚さ五・九センチメートル、重さ四九二グラムを測り、朱を精製するために使用したものである。

赤坂今井墳墓は、弥生時代後期後半の丹後地域最大の規模を有する墳墓である。検出した遺構と出土した遺物から、当時の葬送儀礼の多様な姿が明らかとなった。墓壙上の円礫敷設、供献土器の破碎散布、木製樹立物祭祀などである。また、頭飾り・垂飾具については、当時の具体的な装着方法まで判

明する貴重な出土例として、高い評価が与えられている。出土した玉類・鉄製品・土器類は、他地域との広い交易を示すもので、供献土器類は、丹後における弥生時代後期後半の土器様相を示すものである。赤坂今井墳墓の被葬者群は、交易を背景に丹後地域を中心に広く支配圏を形成した首長とその一族と考えることができる。赤坂今井墳墓出土品は、弥生時代後期後半の丹後地域社会の様相を明らかにする、極めて重要な遺物である。(田中淳一郎)



頭飾り